

## 10. インターネットによる人権侵害

### 【施策の方向性】

インターネットの危険性を十分に認識し、プライバシーの保護に努め、法律、ルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報や根拠のない情報をインターネット上に掲載することがないように、関係機関と連携し啓発や差別書き込みの削除に努めます。

課題 目標	① 啓発活動の推進 (ア) 市民に対する教育・啓発の推進 ② 教育活動の推進 (ア) 学校における情報教育の推進 ③ 関係機関との連携 (ア) 情報共有の推進
----------	--

### 《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
動① の啓 推 進 活	(7) 人権セミナー等による学習機 会の提供	人権セミナー等の開催を通して、様々な人権課 題についての学習機会を提供する。	A	人権・同和対策課
動② の教 育 推 進 活	(7) 小・中学校における ICT教育	児童生徒のコンピューター授業を通して、人権 侵害をしないためのインターネット利用上の ルールを学習する。	A	教育課
③ 関 係 機 関 と の 連 携	(7) モニタリング事業	法務局との情報共有や連携を図り、インター ネット上で落差別に関する情報を確認し、発見 した際はプロバイダ等に削除要請を行う。	A	人権・同和対策課
	インターネットによる青少年 の犯罪被害者等を防止する取 り組み	インターネットによるいじめ、犯罪被害等から 青少年を守るための啓発等の取り組みを行う。	A	総合政策課